

行政経営会議の内容

件 名	大和州市税条例の一部改正（わがまち特例等の改正）について
所 管 部	総務部
日時・場所	令和8年8月19日（水） 9：20 ～ 9：50 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、未来政策部長、総務部長、市民経済・にぎわい創出部長、環境共生部長、健幸・スポーツ部長、あんしん福祉部長、こども部長、まちづくり部長、市立病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、資産税課長、市民税課長、環境総務課長、建築指導課長
提 出 理 由	地方税法の改正等に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ペロブスカイト太陽電池に係る特例措置の導入に当たり、どのくらいの申請件数を見込んでいるのか。導入するにあたり、市民への周知はどのように行うのか。 （所管部）ペロブスカイト太陽電池については国が力を入れているが、まだ量産体制が整っていないため、今後3年間ではそれほど申請は多くないと考えている。 周知については、事業用の償却資産を導入する事業者が対象であることから、市ホームページのほか、12月の償却資産に係る申告書の送付時に手引き等を同封したいと考えている。 ・ペロブスカイト太陽電池の設置はビルの窓に貼るなど工事の施工というイメージがあるがどのように課税するのか。 （所管部）償却資産の考え方は、土地・家屋で課税されるもの以外の事業用資産である。事業者が建物と一体のものとして設置した場合は基本的には家屋としての評価になる。ただ、ペロブスカイト太陽電池については、建築基準法上の対象なのか、電気事業法上の設備なのか現時点で国でも明確な取り扱いを示していない。 ・実際に導入が進むというよりは、環境施策に積極的であるという姿勢を見せるということか。 （所管部）その通りである。 ・ペロブスカイト太陽電池の特例割合を下限値にしているが、所管としては財政への影響は限定的と捉えているのか。 （所管部）本市は地球温暖化対策、特に太陽光発電設備の普及に力を入れている。ペロブスカイト太陽電池はまだ模索中の技術であり、早急に増えることは想定されず、現時点では税収への影響は大きくないと考えている。 ・対外的な説明をする際は、税収減につながるとの誤解が生じないようにしてほしい。 ・太陽光発電設備は消防活動上、感電する恐れがあると言われており、設置場所については消防活動に支障がないように指導する必要があるだろう。今後、消防としても状況を注視しつつ関係部と調整していきたい。

	・ペロブスカイト太陽電池の材料について説明して欲しい。 (所管部) 従来型の太陽光発電設備の材料であるシリコンはほぼ100%輸入であり、中国が7割のシェアを占めており、半導体の材料であることから今後高騰が予想されている。一方で、ペロブスカイト太陽電池の材料であるヨウ素は日本が世界シェア2位であり、輸出しているものである。世界情勢を踏まえると、ペロブスカイト太陽電池の普及により日本から世界への輸出が増える可能性がある。 ・ペロブスカイト太陽電池は塗れるとのことだがどういう意味か。 (所管部) 設置には様々な方法があり、塗料のように塗ることができるものもある。建材の中、例えば、屋根や窓ガラスなど様々なところに設置できる。 ・NPO 法人の寄附金税額控除については、県の認定が必須要件で、県の控除が認められた上で、市へ書類を提出することで市の控除が認められるというスキームだったと記憶している。今回、削除される法人について、なぜ延長申請を行わなかったのか分かる範囲で教えて欲しい。 (所管部) 5年に一度の指定更新の手続きの煩雑さ等と聞いている。
会議結果	案のとおり、進めていく。